



2025年4月14日

各 位

会 社 名 株式会社サーバーワークス
代 表 者 名 代表取締役社長 大石 良
(コード番号：4434 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 執 行 役 員 大川 敏昭
TEL. 03-5579-8029

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、2022年5月27日開催の第23回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入をご承認いただき、現在に至っておりますが、この度、本日開催の取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、監査等委員である取締役への譲渡制限付株式報酬制度導入を決議し、本制度に関する議案を2025年5月28日開催予定の第26回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

当社の監査等委員である取締役（以下「対象取締役」といいます。）についても、株主の皆様との利害共有意識を醸成すると共に、企業価値の毀損防止を通じた当社の企業価値の増大へのインセンティブを与え、客観的な立場から業務執行の妥当性を判断するという監督機能を適正に確保することを目的とするものです。

2. 本制度の導入の条件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2021年5月28日開催の当社第22回定時株主総会において、年額500万円以内としてご承認をいただいておりますが、当該基本報酬額とは別枠として、監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額100万円以内、本制度に基づき対象取締役に交付する株式の数を年5,000株以内として設定することにつき、本株主総会において株主の皆様にご承認をお願いする予定であります。

3. 本制度の具体的内容

本制度は、対象取締役に対し、当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」という。）を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、対象取締役が当該金銭報酬債権を現物出資することで当社の普通株式の発行又は処分を受けるものです。

その他、本制度の概要は、2019年5月14日付け「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」に記載のとおりですが、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれます。

① 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、株式の交付日から対象取締役が当社の取締役そのほか当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないこと

② 譲渡制限付株式の無償取得

法令、社内規則又は本割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を当然に無償で取得すること

以 上